

空海の「愚童持齋心」における「持齋」について

竹村牧男

一 十住心における「愚童持齋心」の位置について

空海は『秘密曼荼羅十住心論』および『秘蔵宝鑰』において、十住心思想を打ち出している。すでに周知のことであるが、その概要は、以下のようである。

- 第一 異生羝羊心 凡夫の雄羊のような心
- 第二 愚童持齋心（儒教） 愚かな少年が齋（反省の機会）を持つ心
- 第三 嬰童無畏心（バラモン教） 天に生まれえて、赤子が母のもとですっかり恐れ無く安心しているような心
- 第四 唯蘊無我心（声聞乘） 五蘊無我という教理をよく了解する心
- 第五 拔業因種心（縁覚乘） 十二縁起の観察に基づき、業の因となる種（無明）を抜く心

第六 他縁大乘心（法相宗）

他者を縁する大乘の心を起こし、世界は唯だ識のみと理解する心

第七 覺心不生心（三論宗）

心は不生であるということを感じる心

第八 如実一道心（天台宗）

真如（如実）の平等無差別の世界（一道）を覚る心

第九 極無自性心（華嚴宗）

究極の世界（真如）も自性を持たず、現象世界に翻る心

第十 秘密莊嚴心（真言宗）

我々には知られない（秘密）曼荼羅の莊嚴（飾り）を知る心

これらの住心名は、明らかに『大日経』「住心品」に由来するものである。やや煩わしいかもしれないが、特に第一〜第三住心に関係する箇所（「八心段」と言われる）をここに掲げておこう。由来したと思われる語に、下線を引いておく。

秘密主、無始生死の愚童凡夫は、我名と我有とに執著して無量の我分を分別す。秘密主、若し彼れ、我の自性を観ぜざれば、則ち我・我所生ず。

余は復た、時と、地等の変化と、瑜伽の我と、……意生と、儒童と、常定生と、声と、非声と有りと計す。秘密主、是の如き等の我分は、昔より以來た、分別と相応して順理の解脱を希求す。秘密主、愚童凡夫の類いは猶おし羝羊の如し。

或る時に、一法の想生ずること有り。所謂、持斎なり。彼れ此の少分を思惟し、歡喜を發起し數々に修習す。秘密主、是れ初めの種子の善業の發生するなり。

復た此れを以て因と爲し、六齋日に於いて父母・男女・親戚に施す、是れ第二の牙種なり。

復た此の施を以て非親識の者に授与す、是れ第三の疱種なり。

復た此の施を以て器量高德者に与う、是れ第四の葉種なり。

復た此の施を以て、觀喜して伎樂の人等に授与し、及び尊宿に獻ず、是れ第五の敷華なり。

復た此の施を以て、親愛の心を發して之を供養す、是れ第六の成果なり。

復た次に、秘密主、彼れ戒を護つて天に生ずるは是れ第七の受用種子なり。

復た次に、秘密主、此の心を以て生死に流轉し、善友の所にて是の

如き言を聞かん。此れは是れ天なり。大天なり、一切の樂を与うる者なり。若し虔誠に供養すれば、一切の所願皆な滿つべし。所謂、自在天、……難陀等龍、或は天仙、大圍陀論師、各各に善く供養すべしと。彼れ、是の如きことを聞きて、心に慶悦を懷き、殷重に恭敬し、隨順し修行す。秘密主、是れを愚童異生の生死流轉の無畏依の第八嬰童心と名づく。(大正一八卷、二頁中)

この八つの心の段階に、「秘密主、愚童凡夫の類いは猶おし羝羊の如し」、「或る時に、一法の想生ずること有り。所謂、持斎なり。……秘密主、是れ初めの種子の善業の發生するなり」、「秘密主、是れを愚童異生の生死流轉の無畏依の第八嬰童心と名づく」とあつて、これらの文から、出世間(仏道の覺りを成就できる段階)の可能性が望まれない世間の範圍において、いまだ人間性に目覚めていない段階、人間としての社会性に目覚めた段階(ただし来世に人間界の上には生まれ得ない段階)、神々の供養等により来世に天に生まれうる段階という、三つの段階が描かれていると見ることは、妥當なことを考えられる。

一方、このやや後方に、十住心の第四住心以降の住心名が出る一節がある。そこには、「唯蘊無我を解し」、「業煩惱の株杓と、無明の種子の十二因縁を生ずるを抜く」、「無縁乘の心」、「自心の本不生を覺る」、「極無自性心」の語句が見られ(同前、三頁中)、当然、真言密教の立場はそれらの上に位置することになる。

こうして、『大日経』「住心品」には、少なくとも第一住心から第七住心及び第九住心の名称のもとになる語句を見ることが出来る。ここで大乘の初心は「無縁乗の心と」あったが、これを空海は十住心の名称の中で、他縁乗に改めている。無縁には、所縁(感覚・知覚等の対象)が実体ではないという意味と、特定の縁(相手)を持たない、あらゆる人に慈悲の心を持つという意味との、両者の意味がありうるが、これを他縁とすることによって、あらゆる他者に慈悲の心を持つ大乘仏教の意義が明確になることになる。その意味で、無縁乗を他縁乗に改めたことは空海の深い見識を物語っている。

なお、天台宗の第八住心に対して、空海はいくつもの名称を示している。その中、「如実知自心」、「空性無境心」は『大日経』に求められるものの、「一道無為心」等の名称が『大日経』には見られず、このことが問題となるが、今は本稿の主題からそれるのでこれ以上、立ち入らないこととする。

二 『大日経』の「持齋」について

さて、『大日経』「住心品」の「八心段」においては、「持齋」を出発点(種子)として、少欲知足を守るようになり、ひいては布施行を行うようになるのであったが、ではこの「持齋」とは、具体的にどのようなことなのであろうか。

国訳一切経の脚注(神林隆浄)には特にその説明が無く、新国訳一

切経の「頭注」(福田亮成)においては、「持齋」に「節食、自戒すること。布施と同じである」とあり(福田亮成校注『大日経』、新国訳大藏経、密教部1、大蔵出版、一九九八年、四六頁)、六齋日には「毎月の八・十四・十五・二十三・二十九・三十の六日のことで、身心を清浄に保たなければならない日のこと」とある(同前、四七頁)。

また、宮坂宥勝はその著『密教経典』における『大日経』のこの箇所「持齋」の「注」として、「一日節食(不食)して、八閔齋を守ること。八閔齋とは、(1)不殺生(2)不偷盜(3)不妄語(4)不飲酒(5)不歌舞唱伎(6)不著香薰衣(7)不上高広床(8)不過中食(正午すぎに食事をとらないこと)」と言う(宮坂宥勝『密教経典』、仏教経典選8、筑摩書房、一九八六年、五五頁)。また、六齋日の「注」には、「毎月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・晦日。『大智度論』卷第十三(大正二五・一六〇中)によると、これらの六日に四天王が各家をめぐり、その家で布施をし戒を守り、父母に孝順であるかどうかを伺い、天上の忉利天にのぼって、その事を帝釈天に報告する、とある」と言う(同前、五五頁)。

この四天王のことは、『大智度論』に、「四天王経の中に仏の説きたもうが如くんば、月の六齋日には、使者、太子及び四天王は、自ら下って、衆生の布施し、持戒し、父母に孝順することを観察し、少なければ便ち忉利に上って、以て帝釈に啓す。帝釈諸天は、心に皆な悦ばずして言く、阿修羅の種は多く、諸天の種は少し、と。若し布施

し、持戒し、父母に孝順すること多ければ、諸天帝釈は心に皆な歡喜して、説いて言く、天の衆を増益し、阿修羅を減損す、と」(大正二五卷、一六〇頁上)とあることをここに載せておく。

神林隆淨は、『大日經・理趣經講義』の「講説」において、「持齋とは、一日不食の意、且つ節食して八閔齋を護持するを要す。八閔齋を一名、八閔戒とも云う。八閔戒とは、不殺、不盜、不妄語、不飲酒、不歌舞唱伎、不著香薰衣、不上高広床、不過中食である」と言い(神林隆淨『大日經・理趣經講義』名著出版、複製版一九七六年、初版一九三三年、一三八―一三九頁)、また「六齋日とは、月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・晦日で、これ等の六日には、四天王が各戸を巡視し、その家の者が布施を行じ、戒を護持し、父母に孝順であるか否やを観察して、後に忉利天に上つて、その事情を委曲に帝釈天に奏上することが、智度論に説いてある。且つ上代の五通仙なぞも、此等の日には断食して善法を行じて、鬼神の災横を免るることを得と説かれてある」と言っている(同前、一四〇頁)。

松長有慶は『大日經住心品講讀』において、持齋の「語釈」として、「齋は慎むと言う意味で、布薩の訳である。六齋日(後述)に守るべき軌範のことで、一日食事をせず、他に与え、自らは八閔齋を守ること。八閔齋とは八閔戒ともいわれ、不殺生、不偷盜、不妄語、不飲酒、不歌舞唱伎、不著香薰衣、不上高広床、不過中食の八種の戒を守ること」と言う(松長有慶『大日經住心品講讀』、大法輪閣、

二〇一〇年、一八一頁)。また、六齋日の語釈には、「月の八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、晦日、これら六日には、断食して、鬼神の災いから逃れる。『大智度論』卷第十三(「正藏」第二五卷、一六〇頁中)には、これらの日には、四天王が各家を回り、各自が戒を守っているかを確かめ、忉利天に上つて、帝釈天に報告すると記されている」とする(同前、一八一頁)。

しかし、八齋戒を守るのであるなら、一日不食を行じる必要はなく、一日不食を守るなら当然、不過中食すなわち八齋戒の齋戒を守るとは言えないわけで、以上の説明のほとんどにおいて、どうも事柄が整理されていない感がある。なお、八齋戒に不姪戒(非梵行戒)を入れている例もみられるが、それは疑問である。

一方、『大日經疏』はこのことについて、次のように説明している。

世間に久遠よりこのかた、展転相承して、善法の名あり。然も違理の心を以て種種に推求すれども得ること能わず。後時に忽然として自ら念生ずる事あり。我れ今、節食持齋せん。即ち是れ善法なり。然れども猶お未だ是れ仏法の中の八閔戒には非ず。彼れ節食自戒に由るが故に、即ち縁務減少して、我をして飲食足り易く、馳求の勞苦を生ぜざらしむ。爾の時に、即ち少分不着の心を生ず。其の心は歡喜して而も安穩なることを得。此の利益を見るに由るが故に、数々之を修習

することあり。即ちこれ最初に微しく善悪の因果を識るが故に種子心と名づく。(大正三九卷、五九四頁下。国訳五二(五三頁))

このように、この段階(種子)ではまだ仏教の八齋戒を守るわけではない、というのが『大日経疏』の説明である。この箇所は、空海の『十住心論』「愚童持齋住心 第二」にも、そのまま引用されている(『定本』第二卷、六二頁)。

この『大日経疏』の文に関して、国訳一切経の「脚注」(神林隆浄)に、やはり持齋についてはなく、八閔齋については、「八齋戒とも云う。不殺生、不偷盜、不姪、不妄語、不飲酒、不花香瓔珞塗身、不座高坐、及び聴伎楽、不非食時」とあり(神林隆浄訳『大日経疏』、国訳一切経、和漢撰述部・経疏部十四、一九三九年初版、一九八一年改訂版、大東出版社、五二頁)、六齋日については「毎月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日の六日は、一日不食の齋を持つ、是を六齋日と云う」とある(同前、五三頁)。

また、『大日経疏』のこの解説について、那須政隆は『大日経口疏講義』において、次のように言っている。

「展転相承して云云」劫初の衆生が地肥餅等を食するに因って、多食の者を不善とし、少食の者を善とし、それより展転して世間に善法の名字があるという。

「節食持齋せん」仏制の過昼不食にあらずして、『智度論』等に説け

るが如き一日不食して貧人に施すとか、或は『大日経』の『不思議の疏』に説けるが如き食の三分の一を節して鳥獸に施すとかを言ったのである。

「八閔戒」とは、殺盜姪妄の四と、飲酒・不歌舞高牀・不著香薰・不上高牀・不過昼食の九が中に、第七(不著香薰)と第八(不上高牀)とはいずれも何れも莊嚴の具なるが故に、一となす。この故に八閔戒という。

「六齋日」毎月八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日の六日は、一日不食の齋を持つ、これを六齋日という。(那須政隆『大日経口疏講義』、真言宗智山派宗務院(非売品)、一九七三年、一二三頁)

また、宮坂宥勝は、その著『密教経典』における『大日経疏』のこの箇所の注において、六齋日について、「毎月の八日・十四日・十五日・二十三日・二十九日・三十日の六日間は、一日中食事をとらない、すなわち不食の齋をもつので、これを六齋日という」(宮坂宥勝『密教経典』、二九八頁)と言っている。

以上によれば、六齋日には一日不食の戒を持つと見なされていると言えよう。

参考までに、『大日経疏』では、この文に続いて、次のように解説している。

復たこれを以て因として、六齋日に於て、父母男女親戚に施与す、是れ第二の芽種なりとは、此の六齋日は、即ち是れ智度の中に上代の五通仙人は、勧めて此の日に断食せしむ。既に善法に順じ、又た鬼神の災横を免る。彼に広く説くが如し。貪求を止息するに、内に利樂を獲と見るに由るが故に、此の法を修習して、増長せしめんと欲うが故に、持齋の日に於て、己が財物をすてて、以て六親に与う。自ら我れ守護の憂なし。而も他人をして愛敬せしめ、孝義の譽を獲と念ず。此の因果を見るを以ての故に、転た歡喜を生ず。歡喜を生ずるが故にやや増す。なお種子より芽を生ずるが如し。(大正三九卷、五九四頁下)

すなわち、その後の第二の芽種以降においては、『大智度論』に説かれて五通仙人が勧めたという断食を実践することになると言っている。それはやはり、一日不食のことなのであろう。

こうして、『大日経疏』の立場によれば、「持齋」の齋とは、どうやら一日不食のようである。しかし、近來の学者の『大日経』の注等においては、八齋戒(不過中食となる)を守ること等の註釈もあり、いささか混乱を呈していたといえよう。

では、この持齋は、『大日経疏』によつて、一日不食のことと確定してよいのであろうか。また、その「持齋」と空海の「愚童持齋心」の「持齋」を、同一視してよいのであろうか。以下、このことの検討に入っていくたい。

三 八齋戒とは何か

その検討に入る前に、ここで、そもそも八齋戒とはどのようなものなのかを確認しておきたいと思う。

『望月仏教大辞典』には、「八齋戒」として、「離殺生・離不与取・離非梵行・離虚誑語・離飲諸酒・離眠坐高広嚴麗牀座・離塗飾香鬘及び離舞歌觀聽・離食非時食」が挙げられている。すなわち七戒+齋戒の八齋戒である。その直接の出典が明記されておらず不明であるが、『中阿含経』卷第五十五の「持齋経」に出る八齋戒(聖八支齋)は、「離殺・離不与取・離非梵行・離妄言・離酒放逸・離高広大牀・離華鬘瓔珞塗香脂粉歌舞伎及往觀聽・離非時食」(大正一卷、七七〇頁中(七七一頁上))であつて、内容的にはほぼ同等である。また『俱舍論』には、「分別業品第四之二」の中に、「若受離八所應遠離、安立第二近住律儀。何等名為八所應離。一者殺生、二不与取、三非梵行、四虚誑語、五飲諸酒、六塗飾香鬘舞歌觀聽、七眠坐高広嚴麗牀座、八食非時食」(大正二九卷、七三頁上)とあつて、これまた一部、順番は異なるものの、前の『望月仏教大辞典』の説と用語的にも内容的にも同等である。『阿毘達磨順正理論』にも、これと全く同じものが出ている(大正二九卷、五四九頁上)。

『成実論』「八戒齋品」の八齋戒について、国訳一切経の脚注に、「殺生、不与取、非梵行、虚誑語、飲酒、塗飾鬘舞歌觀聽、眠坐高広

「嚴麗床上、食非時食」をしないこととあつて（国訳一切経、論宗部三、二七七頁）、この注の内容は上記に由来するものであろう。また、川崎庸之校注『空海』の頭注には、「八閔戒 八齋戒。在家の男女が一日一夜を期してたもつ戒。殺生・不与取・非梵行・虚誑語・飲酒・塗飾香鬘舞歌觀聽・眠坐高広嚴廉床上の七戒と食非時食の齋法を加えたものをいう」（『空海』、日本思想大系5、岩波書店、一九七五年、六三頁）とあるのも、上記に由来するものであろう（嚴廉床上は、嚴麗床上の誤記か）。

一方、『俱舍論』の同じ箇所にも、有余師の説として、「離非時食、名為齋体。余有八種、説名齋支。塗飾香鬘・舞歌觀聽、分為二故」というものが出てゐる。すなわち、八戒＋齋戒の八齋戒である。これは前の經典にみたように、離食非時食を第八とするのと齟齬があるが、次にこの理解が進んだようである。すでに『大毘婆沙論』第二百二十四には、「如契經説。近住律儀、具足八支。何等為八。謂、離害生命、離不与取、離非梵行、離虚誑語、離飲諸酒、諸放逸處、離歌舞倡伎、離塗飾香鬘、離高広床、離非時食」（大正二七卷、六四七頁中）というものが示されており、このすべてを八戒と見る場合は、「謂、離塗飾香鬘、与離歌舞倡伎。同於莊嚴處轉故、合立一支」と説明している。那須政隆は前に見たように、「八閔戒」とは、……、第七（不著香薰）と第八（不上高牀）とはいずれも何れも莊嚴の具なるが故に、一となす。この故に八關戒という」（那須政隆『大日經口疏講義』、

一三三頁）と説明していたが、それはこの『大毘婆沙論』の立場と異なつてゐる。

『大智度論』においては、八齋戒の説明は、「不殺生・不盜・不姪・不妄語・不飲酒・不坐高大床上・不著花瓔珞不香塗身不著香熏衣・不自歌舞作樂不往觀聽・不過中食」となつていて、これも八戒＋齋戒の八齋戒である（大正二五卷、一五九頁中上）。

参考までに、『法苑珠林』卷八十八には、八閔戒の名に関して、「前の八は是れ八惡を閑閉し、諸過を起こさず。非時に食せざるは是れ齋なり。齋とは齊なり。謂く、六情を禁止し、六塵に染まらず、齊しく諸惡を斷じ、具に諸善を修す、故に齋と名づくるなり。又た齋と戒と体一にして名別なり。若し名を尋ねて体を定むれば、体に小の別を容る。齋とは、中を過ぎて食せざるを名と為す。戒とは非を防ぎ惡を止むるを義と為す。……」とある（大正五三卷、九三一頁下）。

日本の鎌倉時代の碩学・凝然は『八宗綱要』の律宗の説明の中に、「其の五戒とは、一には不殺生戒、二には不偷盜戒、三には不邪姪戒、四には不妄語戒、五には不飲酒戒なり。八齋戒とは、前の五は上に同じ。但し邪姪を改めて、以て不姪と為す。六には香油塗身戒、七には歌舞觀聽戒、八には高広大床戒、九には非時食戒なり。薩婆多論に云く、八箇は是れ戒、第九は是れ齋にして、齋戒數を合するが故に、九有るなり」（平川彰『八宗綱要』上、《仏典講座39上》、大蔵出版、一九八〇年、三〇四頁）と言つてゐる。

これについて戒律研究の碩学・平川彰は、「本来は六と七とが一緒になっていて、八戒であった。……しかしこれらの八戒の中で、非時食が特に重要視され、これを「齋の体」と見て、八戒から別に出す見方が起ってきた。凝然がいう『薩婆多論』巻一（大正二三卷、五〇八頁下）の説はこれであり、非時食を除いて八戒を立てる。『大智度論』巻十三（大正二五卷、一五九頁下）の説もこれによっているのである。これは宗教行事として「断食」に深い意味を認めるようになったためであろう」（同前、三〇六頁）と説明している。

ちなみに、『大智度論』では、「今日、誠心に懺悔し、身清浄・口清浄・心清浄にて八戒を受行す。是れ則ち布薩なり。秦には共住と言ふ」とも、「我某甲、八戒受行を受行し随つて諸の仏法を学す。名づけて布薩と為す。願わくは是の布薩の福報を持し、願くは生生に三悪八難に墮せざることを。我れ亦た転輪聖王、梵釈天王、世界の樂を求めず。願くは諸の煩惱尽きて薩婆若を逮得し、仏道を成就せんことを」（大正二五卷、一五九頁中〜下）ともあるのは興味深い。ここに八戒を守るのは、布薩にも他ならないと明示されている。平川彰も、別の著作に、「信者は五戒を守るほかに、毎月の布薩日（uposatha）（八・十四・十五・二十三・二十九・三十日、これを六齋日という）には、八齋戒を守るならわしである」（平川彰『インド仏教史』上巻、春秋社、一九七四年、八六頁）と明かしている。

なお、念のため『成実論』には、八齋戒は必ずしもすべて守らな

ければならないのではなく、状況に応じ部分的でもよいとか、一日一夜のみでなく、多くの日に守ってもよいとかのことなども説かれている（大正三三卷、三〇三頁下）。

以上、八齋戒についてひととおりの検討を行った。まとめれば、次のようになる。それは、もと七戒+齋戒であったが、のちに八戒+齋戒として理解されるようになった。在家仏教信者は、六齋日の布薩の時にこれを守る習わしであった、もちろんその齋戒は、正午以降、食事を摂らないこと（離食非時食・不過中食）であった。

四 空海の「愚童持齋心」の「持齋」の解釈

さて空海の十住心における「愚童持齋心」にあつては、「或る時に、一法の想生ずること有り。所謂、持齋なり。彼れ此の少分を思惟し、歡喜を發起し数数に修習す」ることから始まって（種子）、六齋日に次第に多くの適切な人々に（牙種||親戚等、疱種||非親識者、葉種||器量高德の者、敷華||伎楽・尊宿、成果||親愛の心による）布施を行じていく心に住することになる。おそらくその中では施のみでなく、齋もまた定期的な実践として習慣にもなっていることが推察されよう。

ではそこでの齋は、前に『大日経疏』に見たように、一日不食のことなのであろうか、それともそうとは言えないのであろうか。

ここでその根拠となった『大智度論』の所説を、もう一度、確認し

てみよう。そこには次のようにある。

問うて曰く、何を以ての故に、六齋日に八戒を受け、福德を修するや。

答えて曰く、是の日は、悪鬼、人を逐うて人命を奪わんと欲し、疾病凶衰、人をして不吉ならしむ。是の故に、劫初の聖人、人をして齋法を持し、善を修し福を作すを教えて、以て凶衰を避けしむ。是の時の齋法は八戒を受けず、直に一日不食を以て齋と為す。後、仏出世して、教えて之に語って言く、汝、当に一日一夜、諸仏の如く八戒を持し、中を過ぎて食せざるべし。是の功德、將に人を涅槃に至らせん。

(大正二五卷、一六〇頁上)

ここに、かつては「直に一日不食を以て齋と為す」とある。このことをふまえ、『大日経疏』は持齋について、「然れども猶お未だ是れ佛法の中の八関戒には非ず」と言い、かつ一日不食のこととするのであろう。

しかしながら、ここでの問いは、そもそもなぜ六齋日に八齋戒を守るのか、というもので、六齋日には八齋戒を守ることを前提としてのものである。これに対し答えは、昔は一日不食を守ることであったが、釈尊がこの世にお生まれになられて以降は、釈尊の教えに従い、八齋戒を守ることになったのだというものである。『望月仏教大辞典』

は、この説に依ると、「印度外道の間に於て、古くより六齋日を以て鬼神が人を悩害する悪日となし、その日に当り沐浴断食する風、行われたるを以て、後、仏教にてもこの習風を准用し、優婆塞等をして更に八戒を受持せしむるに至りしものなるを知るなり」と説明している(四〇二八頁)。とすれば、釈尊出世以降では、特に仏教の教えを受ける者もありえたはずであり、その者にとつては、齋の内容は不過中食、不非時食であつてよいことになる。その可能性も否定し去るわけにはいかないであろう。まずはこのことをよく理解しておくことが必要である。

その上で、『大日経』や『大日経疏』の「持齋」ではなく、空海の『十住心論』および『秘藏宝鑰』の「愚童持齋心」の「持齋」については、どのように受け止めるべきなのか、さらに検討していこう。はたして『十住心論』および『秘藏宝鑰』の「愚童持齋心」の「持齋」の内容も、『大日経疏』のように、一日不食のことと受け止めるべきであろうか。

たとえば小田慈舟は、『十卷章講説』下巻の「秘藏宝鑰講義上巻」における、「第二愚童持齋心」の「講義」において、「持齋とは、六齋日等に自分の食を節して残し得た品物を他人に施すをいう。この施心も次第に發達すると施す対象を選択するようになる。……」(八五六頁)とするが、一方、その「註解」においては、「六齋日。毎月八日十四日十五日二十三日二十九日三十日の六日。この日に不食の齋をた

もつ」(小田慈舟『十卷章講説』下巻、八六〇頁)、「羝羊の如き愚童凡夫も菩提心内熏の力と善法の名言熏習の力、善知識教誨の縁などによって忽然として善心をおこし持斎の念を生ずることがある。持斎とは一日不食の戒を持って、その余物を他に施すをいう。この善心の生じた凡夫が布施の善事に歓喜の心を起こし、しばしばこの善事を行ずるに至る段階を経に六心として説く、……」(同前、八六〇～八六一頁)と言っている。

勝又俊教は、『秘蔵宝鑰 般若心経秘鍵』の中の『秘蔵宝鑰』「愚童持斎心」の「語註」において、「持斎 斎とは正午を過ぎて食事をとらないこと、その斎法を保つて、違背しないのを持斎という。転じてここでは自分の食べる量をへらし、あるいは一日不食の戒を保つて、その貯えたものを他人に施すこと」(勝又俊経『秘蔵宝鑰 般若心経秘鍵』、『仏典講座32』、大蔵出版、一九七七年、一二六頁)と、微妙な表現であるが、ここでは不過中食(不非時食)よりもそれより転じて主に一日不食の戒を保つことを想定しているよう。

松長有慶『訳注 秘蔵宝鑰』では、この「愚童持斎心」に出る六斎日に関して、「語釈」において、「六斎日 月の八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、晦日、これら六日には、断食して鬼神の災から逃れる。『大智度論』十三(大正二五巻、一六〇頁中)には、これらの日には、四天王が各家を周り、各自が戒を守っているかどうかを確かめ、切利天に昇って、帝釈天に報告すると記せられている」

(松長有慶『訳注 秘蔵宝鑰』、春秋社、二〇一八年、七一頁)とされており、おそらくこの断食は『大智度論』の一日不食を念頭において説明であろう。

このように、空海の十住心の中の「愚童持斎心」の「持斎」もまた、けっこう一日不食のことと解されることが多いようである。

五 空海の「愚童持斎心」の実際の内容

では、空海の十住心思想において、この第二住心の内容は、実際にはどのように描かれているのであろうか。まず、『秘蔵宝鑰』の説においては、五戒を中心に十善の実践のことは説かれているが、八斎戒に関しては、頌に、「愚童少しく貪瞋の毒を解して、歎爾に持斎の美を思惟し」(『定本』第三巻、一二二頁)とある程度である。しかしこの「持斎」が具体的にどういうことを意味しているのか、明示されていない。

一方、『秘密曼荼羅十住心論』の「愚童持斎心 第二」では、どのように説かれていようか。『十住心論』の第二住心の冒頭をやや詳しく挙げれば、次のようにある。

愚童持斎心というは、即ちこれ人趣善心の萌兆、凡夫帰源の濫觴なり。万劫の寂種、春雷に遇うて甲さけ、一念の善機、時雨に沐して牙を吐く。歓喜を節食に発し、檀施を親疎に行ず。少欲の想い始めて生

じ、知足の心稍発る。高德を見て而も尊重し、伎楽を具して而も供養す。過を知りて必ず改め、賢を見て斉しからんと思う。初めて因果を信じ、漸く罪福を諾(うべ)なう。親親に孝し、忠を国主に竭す。不及の善、生じ、探湯の悪、休す。内外の三帰、此れより而も発し、人天の十善、是れに因つて修行す。……(『定本』第二卷、六一頁)

すなわち、節食の教えを受けて歓喜し、その後、他者への布施を広げていくというわけである。この節食の教えが、齋であることは、間違いないであろう。ではそれは、一日不食ことなのであるか、それとも八斎戒の不過中食(不非時食)のことなのであるか。また、きつかけとしての「持齋」(節食)のみでなく、「愚童持齋心」の住心の間を通じての「持齋」とは、何のことなのであるか。これより、そのことを検討していくことにしよう。

まず、『大智度論』で、一日不食のことが出るのは、なぜ六斎日には、八斎戒を守るのか、という質問に対する答えの中であったことを想起こす必要がある。前にも見たように、質問者は、六斎日には、八斎戒を守ることを前提にして、それはなぜかと問うたのである。その問いに対する答えとして、昔は一日不食であったが、釈尊が世にお出ましになって以降は、これを不過中食に改めたからだと言うのであった。とすれば、『大日経疏』の説明に関わらず、むしろこの『大智度論』の説明によって、釈尊の出世以降であれば、「持齋」と言

えば一日一夜、八斎戒を守ること、つまり一日不食の行ではない、正午以降食事を摂らない行を守ることがありえたのであり、その上で、六斎日に布施等の善行を行うことと解することもできるのでなかろうか。少なくとも釈尊の出世以降にあつては、「持齋」には、不過中食もあり得たことになるはずである。そもそも最初に節食の教えを聞いてそれが善心の種子となるというその節食についても、釈尊の出世以降であれば、八斎戒の齋のことであっても全然さしつかえないであろう。

次に、空海は『十住心論』において、この第二住心・「愚童持齋心」において、「持齋の心は必ず三帰を求めて修す。五戒・八戒・十善はこれより相続して修行す」(『定本』第二卷、六五頁)と言っていることを無視することはできない。その前には、「五常持つて犯さざれば、来業に美名を飛ばす、八禁よく修習すれば、人天光暉を作す、三途何ぞ必ずしも怖れん、諸仏毎に威を加えたもう、昇墜は他の意にあらざ、衰榮は我が是非なり」(同前)とも言っていて、この住心においては五戒・十善のみでなく、八禁すなわち八斎戒も、必ず相続して修めるに至ることが説かれているのである。『秘藏宝鑰』では、さほど八斎戒のことは出ていなかったが、五戒・十善を實踐すべきことは強調されており、とすれば六斎日には特に八斎戒を持つこともそこには当然、含まれていることであろう。

以上のような事情であれば、空海の「愚童持齋心」においては、

『大日経疏』の、善心の最初の機縁となつた節食の教えは旧来の一日不食のことであり、八閔戒を守ることではないとする文の引用にもかかわらず、やはり六斎日には八斎戒を守ることが含まれることを否定できず、最初に聞く節食の教えについてもその斎のことがありうることにならざるをえないと思われる。

六 『十住心論』の八斎戒の説明

実際、特に『十住心論』の「愚童持斎心」においては、八斎戒の説明が、詳しいとまでは言えないまでも、きちんと記載されている。次のようである。

次に八戒を明かさん。

成実論に云く、五戒を得るを名づけて優婆塞と為す。此には近事と云う。八戒を得るを名づけて優婆婆と為す、此には近住と云う。

戒消災経に云く、五戒の法は、俗人及び鬼の辺に就いて之を受くること有り。自妻を離れず、身穢触するに縁るが故なり。八戒は乃ち是れ浄行の法なり。要す須らく五衆の辺に就いて受くべきなり。八戒を持する人は浄行を生ずるが故に。

齋法経に云く、譬えば、天下の十六の大国に、人ありて中に満てん衆宝を称説すべからざるが如し。一日仏の齋法を受けんには如かじ。其の福に比せんや。

善生経に云く、八戒を受くる者は、五逆罪を除いて、余の一切の悪は皆な消滅す、云云。

帝釈、偈を説いて云く、

六斎と神足月とに、八戒を奉持せん、此の人、福德を獲ること、則ち我と等しと為す。

偈に曰く、

八戒、之を受くれば、善神、擁護し、当に聖道を成ずべし、持すること堅固なるに由るなり。(『定本』第二巻、七〇―七一頁)

この中、最初の『成実論』の引用は、八斎戒が通常の五戒と異なつて、出家に近い生活を送る戒であることを述べたものである。五戒の優婆塞 (upāsaka) については、「五戒品第一百九」(大正三二巻、三〇〇頁中) にあり、八戒の優婆婆 (upavāsa) については、「八戒品第一百一十三」(同前、三〇三頁下) に出ている。『成実論』では、優婆婆を善宿というところがある。

次に『戒消災経』、『齋法経』、『善生経』として引かれた説は、ともに八斎戒を守ることの功德がいかに大きいものであるかを説くものである。『戒消災経』の引文は、「仏説戒消災経」と思われるが、同一文はない」という(『弘法大師 空海全集』第一巻、筑摩書房、一九八三年、一一六頁の注六三)。『齋法経』の文(『仏説齋経』=『中阿含経持齋経』、大正一巻、九一一頁上)は、『法苑珠林』に引か

れており(大正五三卷、九三一頁下、九三二頁上)、『善生經』の文も同じく『法苑珠林』の同箇所に、『優婆塞戒經』に云う(大正二四卷、一〇六三頁中)として引用されている。川崎庸之校注『空海』の頭注によれば「優婆塞戒經」七卷は、北涼、曇無讖訳。善生長者と言う優婆塞のために菩薩戒を説いたもので、一に『善生經』と呼ばれる」とある(同書、七二頁)。

また、帝釈天が説いた偈という「六齋と神足月とに」云々は、『成実論』にあるもので(大正三三卷、三〇三頁下)、その神足月とは、前に触れた国訳一切経の『成実論』の脚注に、「特に正月、五月、九月には、諸天が神足を以て天下を巡行するが故に、神足月と称せられる」(国訳一切経、二七八頁)とある。川崎庸之校注『空海』の頭注によれば、「神足月 正・五・九の三長月。長齋とはその月一月の間、持齋(午後食事をしない)を続けること」(川崎庸之校注『空海』、七二頁)とある。ちなみに、同書では「六齋日 毎月八・十四・十五(白月)と二十三・二十九・三十(黒月)の六日は持齋、八戒をたもつべき日とされたもの。六齋日の中、八・二十三の両日は四天王の使者、十四・二十九の両日は四天王の太子、十三・三十の両日は四天王自身がそれぞれ天下を案行して帝王・臣民以下の心念・口言・身行の善悪を伺察する日であるという(『四天王経』)(同前、六三三頁)と、『四天王経』の説を紹介している。

ともあれ、この偈も、八齋戒を守ることは、福德の果報が大きいこ

とをいうものである。

なお、この偈に似たものとして、『大智度論』には、釈提桓因(帝釈天)が説いたという「六日神足月、受持清淨戒、是人寿終後、功德必如我」(大正二五卷、一六〇頁上)の偈があるが、これに対し仏は、まだ「三衰・三毒」を除いていない釈提桓因が、そのような偈を説いてはならないと言っている。『成実論』は、そのことを踏まえ、「帝釈、偈を説き、仏、之を訶す。若し漏尽の人、応に此の偈を説くべし」と言って、前に見た偈を掲げるのである。ただし空海はその偈を、帝釈天が説いたというしかたで引用していた。

最後の偈(八戒、之を受くれば)は、諸の解説書等によっても、出典は不明である。

ともあれ、この「愚童持齋心」の説明において、空海ははばかりとなく、仏道成就にもつながる大きな功德があるという八齋戒の重要性を説き、その護持を勧めているのである。

以上によれば、釈尊の出世以降においても、我執等に閉じられていた羝羊のような凡夫が、仏教以外の師に一日不食の節食のことを聞いて、人間らしい行動を起こすに至ることも、もちろん有り得たことである。しかし釈尊の出世以降においては、節食の教えとして、八齋戒の教えを聞くこともまたありえたはずであり、そういう場合もありうることを否定し去ることはできない。

まして空海は、『大日経』「住心品」の「八心段」の、種子以降、成
果心までの段階では、必ず三帰・五戒・八戒・十善を相續して実践す
ることになるのであり、少なくともこの段階においては八斎戒を守
る、言い換えれば布薩の行事に参加することが当然、あるはずだとい
うことになる。仏教者としてはむしろそのことを念頭において説くこ
とになろう。

したがって、たとえ最初に、仏教の教えではない一日不食の教えに
触れて斎施の実践に進んだ場合でも、空海の立場によれば、必ずや三
帰・五戒・八戒・十善の実践に進むのであり、その住心の間の「持
斎」としては、むしろ八斎戒を守ることが中心であったはずである。
その布薩の行事に参加する中で、自己省察を深めればこそ、六斎日に
おける施与の対象を、順次、拡充していくことにもなるのであろう。
それでようやく、来世に再び人間乃至国王等に生まれ得ると考えられ
ていたのであった。

そういう事情の中で空海の「愚童持斎心」の「持斎」を考えたと
き、それは八斎戒を守ることと考えられてよいはずである。

では、『大智度論』に、釈尊の出世以降は六斎日に八斎戒を守るこ
とになった(少なくとも仏教徒の間では)と書かれてあるのに、『大
日経疏』はなぜそれを否定し、斎をあくまでも一日不食のことと限定
したのであつたらうか。

「八心段」の第七の受用種子には、「秘密主、彼れ戒を護つて天に生

ずるは是れ第七の受用種子なり」とあり、次の「無畏依の第八嬰童
心」では、諸天に対し「殷重に恭敬し、随順し修行」して天に上るの
であつた。逆に言えば、第六の成果までは、来世に天に上ることはあ
りえず、せいぜい人間界の国王に生まれ変わる程度でなければならな
いことになる。しかし『大智度論』においては、前に掲げたように、
八斎戒を受ける者は、「我某甲、八戒受行を受行し随つて諸の仏法を
学す。名づけて布薩と為す。願わくは是の布薩の福報を持し、願わく
は生生に三悪八難に墮せざることを。我れ亦た転輪聖王、梵釈天王、
世界の樂を求めず。願くは諸の煩惱尽きて薩婆若を逮得し、仏道を成
就せんことを」(大正二五卷、一五九頁中下)とあるので、『大日
経』の種子心から第六成果心までの間の段階と矛盾してくることに
なる。そこで『大日経疏』としては、八関戒を守るのではなく、一日不
食の斎を持つのみとしたのであろうと推察される。

しかし空海はこの「愚童持斎心」においては、「必ず三帰・五戒・
八戒・十善」の実践に進むとするのであつた。それであつてこそ、や
がて仏道につながっていくからと考えたのかもしれない。あるいは、
そうであつて初めて、来世に天に生まれえなくとも国王には生まれ得
るのであり、そのことを重視したのかもしれない。それは、天皇への
上進にあたって、考慮すべきことと考えたからであらうか。そのよう
に、空海の立場は必ずしも『大日経疏』(疏家)と全同なのではなく、
あくまでも独自の見識によつて十住心思想を組織していたのであつた。

まとめ

以上の考察から、「愚童持齋心」の「持齋」について、次のようにその見方を整理することが出来る。

まず、『大日経』、『大日経疏』の説明とは別に、空海の「愚童持齋心」の独自の意味を考える必要がある。

次に、『大日経疏』の説明に関わらず、『大智度論』の原文そのものによれば、釈尊の出世以降、六斎日には八斎戒を守ることが（仏教信者の間では）行われていたのであり、そのことを前提として「愚童持齋心」のあり方を受け止めるべきである。そのうえで、「愚童持齋心」の「持齋」には次の三つの解釈がありうると考えられる。

第一は、「愚童持齋心」の「持齋」は、この第二住心に入り住するきつかけとなった節食の教えを意味しており、それによって第二住心の全体を表しているとする見方である。その場合の節食の教えとしては、釈尊出世以降、一日不食の教えと、不過中食（不非時食）の双方がありえることを理解しておくべきである。

第二は、「愚童持齋心」の「持齋」は直接的には第二住心に住する間の六斎日に守ることになる八斎戒のことを意味しており、ただしこれによって第二住心において実践することになる齋施行等のすべて、および三帰・五戒・八戒・十善の実践のすべてをも表わしているとする見方である。

第三は、「愚童持齋心」の「持齋」は、もとより第二住心に住する間に守ることになる三帰・五戒・八戒・十善の実践のすべてを意味しているともみる見方である。この場合は、齋と言っても、節食の事だけではなく、節食に代表される自らを律する実践のすべてを意味していると広い意味で受け止めるべきものである。もちろんその中には、六斎日における八斎戒の護持も含まれる。

以上、三つの解釈を提案してみたが、要は、釈尊出世以降は、もはや齋は一日不食のこととは限られないということである。それは、『大智度論』の所説によればこそ、そのような理解にならざるを得ないということと、空海はこの住心において積極的に、「三帰・五戒・八戒・十善」を実践することを論じていることによるものである。

※『定本』は、『定本 弘法大師全集』、高野山大学密教文化研究所、第二巻Ⅱ一九九三年、第三巻Ⅱ一九九四年です。

※『大正大藏経』の訓読については、『国訳一切経』の該当箇所を参照しました。

キーワード

十住心、愚童持齋心、八斎戒、一日不食、不過中食（不非時食）